確認する重要な証拠書類であり、今後は必ず提出を受けた上で実施状況を確認する等、適切な事務の執行を求めるものである。

（ⅱ）学生寮給食業務（短大）

委託名	委託料	契約先決定方法
学生寮給食業務	12,632,759円	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

a. 学生寮給食業務にかかる委託契約の概要

学生寮給食業務は、短大学生寮における食堂業務であり、当該委託契約に含まれる費用は、人件費、食材費及び諸経費相当分である。ただし、平成13年度までは学生寮費会計と県費との両者で負担する形態を採っており、県費負担分は人件費相当分の2分の1についてのみであった。このため、下表のとおり平成13年度の県費負担分（12,632,759円）に食材費は含まれていない。

なお、平成14年度より学生寮費会計が県の歳入歳出予算の中に組み込まれたことにより、平成14年度からは人件費及び食材費相当分の全てを県費負担としている。

【平成13年度：実績】　（単位：円）

区分	県費負担分	学生寮費会計負担分	合計
人件費	12,632,759	12,632,759	25,265,518
食材費（含：諸経費）	―	51,290,420	51,290,420
合計	12,632,759	63,923,179	76,555,938

（注）平成14年度における委託契約額は75,430,284円である。

b. 随意契約理由の妥当性

平成13年度までは「大規模な給食事業ができる者が近隣地域に1者しかいない」ことを理由として、随意契約により契約を締結し、他者からの見積りも徴収していない。

また、平成14年度の契約締結に際しても、同様の理由により随意契約の方式により契約を締結しているが、「随意契約理由書」上の記載によると、「相手方が事実上特定された場合においても、その妥当性や競争性を担保するため、秋田市など県内において給食業務の実

績があるものとの比較検討」を行うとし、従前より契約を締結していたA社を含む業者3者から『提案書』を徴収した上で、「提案書比較により最も有利な者から見積書を徴して単独随意契約とする」としている。

しかし、契約締結に際し、近隣地域に当該サービスを提供し得る者が1者しかいないことを検証する作業を実施していないことから、当該随意契約理由には客観的な裏付けがない。加えて、約 7,500 万円を超える契約額（平成14年度）の大きさを鑑みた場合、たとえ地理的要因があるとしても、当該随意契約理由に対して当然に合理性を見出せるものではなく、原則どおり競争入札を実施すべきであったものと考える。

監査時においては、当該契約を担当した職員が異動したことを理由として合理的な回答が得られなかったものの、来年度（平成15年度）より競争入札の実施を検討するとの回答を得た。行政手続の透明性を確保し、かつ効率的な運営を図るためにも競争入札の確実な実施を求めるものである。

なお、今後は、担当職員の異動を理由として実施した行政手続の根拠を示し得ないことの無いよう、役職上位者が自己の監督責任を十分に発揮し、異動時の引継ぎ事務等に徹底を期すよう求めるものである。

c.　『提案書』による契約予定価格検証の十分性

平成14年度の契約に際しては、結果として随意契約としたものの、上述のとおり、契約予定価格を検証し、委託契約金額積算の参考とする目的で、業者より『提案書』を入手し比較検討を行っている。この場合、業者から提示された提案金額をそのまま比較するのではなく、提案金額に対して県自身が補正を行った上で比較をしており、その意味で、『見積書』ではなくあくまで『提案書』を徴収したものとしている。補正の詳細は以下のとおりである。

①　食材費にかかる補正

食材費の中には、材料費とともに日常的な小規模修繕にかかる経費も含まれるが、毎食の材料単価については県で定めており、各社に差異は生じない。このため、補正の対象となるものは日常的な小規模修繕経費分である。県は、B社及びC社の見積りにおいて当該修繕経費の一部が含まれていないとして加算している。

② 人件費にかかる補正

人件費にかかる補正の主な要因は、Ｂ社及びＣ社の提案内容が県の仕様に準拠しておらず、業務に従事する要員数に過小な部分があるとして、それにかかる金額を推計し加算しているものである。その際、賃金分のみならず交通費、福利厚生費、社会保険料及び健康診断料等についても増加額を見積り、補正額として加算している。

【1：食材費】　　（単位：円）

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	50,077,440	49,555,800	51,706,720
補　正　額	0	1,029,000	793,800
比 較 価 格	50,077,440	50,584,800	52,500,520

【2：人件費】　　（単位：円）

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	25,352,844	19,849,624	17,347,579
補　正　額	0	12,700,239	7,893,447
比 較価 格	25,352,844	32,549,863	25,241,026

【1+2：委託料総額】　　（単位：円）

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	75,430,284	69,405,424	69,054,299
補　正　額	0	13,729,239	8,687,247
比 較価 格	75,430,284	83,134,663	77,741,546

人件費にかかる補正に関して、県は「各者から見積書を徴さず、提案書とすることについては、各者それぞれに当該業務量の労力見積推計が違うためであり、業務にかかる労力を少なく見積もって金額を積算した者と労力を多く見積もって積算したそれとでは、一概に比べることができない（学生寮給食業務の随意契約理由書より）」ため補正を実施したとしている。しかし、人件費に限らず、需要者たる県の要求するサービス供給水準に対し、対価としてどのような価格をつけるかは業者の企業努力に依存するものであり、補正額を県自身が算定する手法では客

観性を担保し得ないおそれがある。

特に、随意契約においては契約価格を引き下げる誘引を業者が有しないことから、より慎重な契約予定価格の積算が求められる。本件において契約予定価格の妥当性を十分に検証するためには、より県の仕様に沿った『提案書』を再入手する等、県自身が補正を行う範囲を必要最小限に止める努力をすべきであったものと考える。

（４）学術研究交付金

ア．学術研究交付金概要

平成13年度より、学術研究交付金制度が創設された。この制度は、従来の研究者に対する研究推進費を交付金制度にすることにより、予算執行を弾力的に行うことができる制度である。具体的には、知事から県立大学の教員に交付された時点で予算上は会計事務が終了することになるため、予算科目に縛られず、事務手続きの融通が利き、物品購入などに迅速な対応が可能となるものである。平成 13 年度の交付金の金額は、347,300 千円（本荘キャンパス 204,200 千円、秋田キャンパス 143,100 千円）となっている。

イ．監査手続

① 学術研究交付金の事務処理の内容を把握し、当該処理が条例等に準拠して運用されているかを検討した。

② 特定の研究グループを抽出し、その研究により支出された経費等について関係証憑及び普通預金通帳との照合を実施した。

ウ．監査結果

監査の結果、下記事項を除き実施した手続きの範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

・学術研究交付金で購入した備品等の管理について。

学術研究交付金で購入した設備及び備品については、1件の購入金額が 3 万円以上のものについては、取得した日の属する会計年度の翌年度の 4 月末日までに、県に寄付しなければならない（学術研究交付金要綱第 26 条）。

秋田・本荘キャンパスでは、3万円以上の備品等はリストアップされ明細表は作成されているが、往査時点（平成 14 年 11 月）では、

県への寄付行為はなされていなかった（なお平成14年12月20日において上記備品等は県へ寄付されている）。

（5）奨学寄付交付金

ア．概要

奨学寄付交付金は、県立大学（短大を含む）における学術研究活動を推進し、文化の向上と産業の振興に資するため、県立大学の奨学を目的として受け入れた寄付金を原資とする交付金である。奨学寄付金を原資として交付される現金については、歳入歳出外現金として取扱われており、また、「補助金等」の規程の適用はない。

イ．監査手続

奨学寄付交付金の事務処理の内容を把握し、当該処理が法令・条例等に準拠して運用されているかを検討した。

ウ．監査結果

実施した手続きの範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

（6）短大における学生寮費会計

ア．概要

平成13年度までは、短大に設置されている学生寮に関して、独自に学生寮費を経理し、学生から寮費等を徴収するとともに、居室料、給食費、光熱水費及び改良修繕費等を拠出する形態を採っていた。なお、居室料、電気料金、上下水道料金、燃料費及び清掃料の支払先は県である。また、給食費は学生寮における食堂業務委託にかかる費用であるが、前述のとおり、全体の委託料のうち、県が人件費相当額の内の2分の1を負担し、残りを学生寮費で賄うこととしていた。

学生寮費会計は形式的に県の歳入歳出予算から分離され、歳計外現金の扱いにもなっていないものの、県立大学事務局大潟事務室が事務局となり、職員が業務の一環として事務を実施してきたことを鑑みると、本来は県の予算の一部をなすべきものと考えられることから、監査対象とするものである。

なお、平成14年度より学生寮費会計は県の歳入歳出予算に組み込まれている。

【平成13年度寮費会計決算概要】　（単位：円）

支　出		収　入	
居室料	6,534,000	寮費	100,556,000
給食費	63,923,179	その他収入	2,128,171
光熱水費	12,317,378		
その他支出	13,447,864		
改良修繕費	5,857,740		
精算還付金	604,010		
合計	102,684,171	合計	102,684,171

※ 精算還付金は退寮者に対する精算分である。

イ．監査手続

平成13年度学生寮費会計決算報告書及び関係証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

ウ．監査結果

（ⅰ）学生寮給食業務委託にかかる契約書について

前述のとおり学生寮給食業務に関しては、県費と寮費会計の両者で委託料を負担していたものである。しかし、県費負担分に関しては県と受託業者との間に正式な契約書が存在していたものの、寮費会計の負担分に関しては受託業者との間で正式な契約書が存在していない状況であった。

（ⅱ）改良修繕費の経理処理について

改良修繕費は当初から予算を定めているものではなく、年間の収入及び改良修繕費以外の支出額が確定した後に、その差額を改良修繕費に充当していたものである。このため、会計年度は3月末日を期末とする1年間であったにも関わらず、改良修繕費の支出を始めるのは主に金額が確定した後であることから、実際の会計年度を超えた時期に行われる。

事実、平成14年3月末日に終了する、平成13年度学生寮費会計の改良修繕費の中には平成14年10月に至って支出されたものも含まれている。確かに、状況に応じた柔軟な支出を可能とする側面があったとはいえ、県の歳出を補完する役割を担い、かつ職員が勤務時間内に事務を行う等、実態として公金に近い性格を有している以上、少なくとも県の歳入歳出予算に準じた決算を実施すべきであったと考える。

(ⅲ) 県の歳入歳出予算への組み込みの良否について

平成 13 年度まで存続した寮費会計は状況に応じた柔軟な対応等を可能にするものではあったものの、上記のような問題点をはらむものであったと言えるが、平成14年度より総計予算主義の原則に則り、透明性を確保する観点から県の歳入歳出予算に組み入れられることとなった点は評価できるものである。今後は、県の予算の一部として適切な執行を期待するものである。

3．財産関係

（1）公有財産・物品（図書以外）の管理状況

ア．概要

地方公共団体における財産は、地方自治法第 237 条において、公有財産、物品、及び債権並びに基金と定義され、県立大学においては公有財産及び物品が管理対象となる。公有財産は主に不動産及びその従物であり、具体的には各キャンパスの土地、校舎を始めとする建物、空調設備・排水設備を始めとする工作物等からなる。

一方、物品は現金、公有財産等以外の動産と定義され、具体的には、財務規則第 344 条において備品、消耗品、動物及び生産物等に分類される。この場合、取得価格の単価が 3 万円未満の備品は、原則として消耗品に分類され、台帳管理の対象となるのは、取得価格が 3 万円以上の備品及び動物等である。更に、取得価格の単価が 300 万円以上の備品及び動物等は重要な物品として管理している。

また、各公有財産及び物品は秋田キャンパス、本荘キャンパス、短大及び木高研の単位で把握・管理されており、管理台帳として、『公有財産台帳』、『備品原簿』及び『動物原簿』を作成し備え付けることが求められている（財務規則第335条及び第362条）。なお、図書に関しては、別途『図書原簿』を作成し管理しているが、その管理状況については、別に記載する。

イ．監査手続

（ⅰ）公有財産関係

① 『公有財産台帳』を入手し査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリング及び関係証憑との突合を実施した。

② 『公有財産台帳』よりサンプルを抽出し、現物との照合を実施した。

③ 行政財産の使用許可に関して関係証憑を査閲することにより、事

務手続きが条例及び規則等に則り適切に実施されていることを検証した。

（ⅱ）物品関係

① 備品に関して、『備品原簿一覧表』を入手し査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。また、『備品原簿一覧表』よりサンプルを抽出し、現物との照合を行った。

② 短大に所属する動物に関して、関係職員に対してヒアリングを実施するとともに、現物の状況を確認した。

ウ．監査の結果

（ⅰ）秋田キャンパス

a．公有財産関係

『公有財産台帳』からサンプルを抽出し現物と照合したところ、以下の2件（融雪設備及び空気調和装置）について、現物と照合できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【融雪設備】

区分	分類	台帳上の設置場所分類	種目	数量	価格：円
(1)	行政財産	図書・メディア・講堂施設棟	諸作業装置	20個	9,284,970
(2)	行政財産	共通施設棟	諸作業装置	2個	39,697,660
(3)	行政財産	管理棟	諸作業装置	2個	238,760

講堂施設棟における融雪設備（表中(1)）については、その存在自体は確認できたものの、数量の把握はできなかった。また、講堂施設棟以外には特別実験棟に設置されているのみとのことであり、表中(2)及び(3)の融雪設備については、その存在自体が確認できなかった。

【空気調和装置】

区分	分類	台帳上の設置場所分類	種目	数量	価格：円
(1)	行政財産	共通施設棟	諸作業装置	123個	39,697,660
(2)	行政財産	図書・メディア・講堂施設棟	諸作業装置	20個	9,284,970
(3)	行政財産	管理棟	諸作業装置	25個	52,698,120
(4)	行政財産	学部棟Ⅰ	諸作業装置	98個	129,033,150
(5)	行政財産	学部棟Ⅱ	諸作業装置	98個	132,010,980

(6)	行政財産	学部棟III	諸作業装置	98 個	130,090,950
(7)	行政財産	体育施設棟	諸作業装置	6 個	9,412,000
(8)	行政財産	特別実験棟	諸作業装置	98 個	109,836,300
(9)	行政財産	課外活動棟	諸作業装置	98 個	5,187,000

監査時の説明においては、台帳上の数量が室外機の数量なのか屋内送風装置の数量なのか判明しなかった。特に、表中 (9) の課外活動棟における空気調和装置については、職員の同行を得て実物と照合した結果、認識可能なものは 20 個に止まり、台帳との間に明確な差異が生じている。

地方財政法第 8 条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これは、行政運営に果たす公有財産の重要性とともに、その財源が県費を始めとする租税等であることを鑑みた場合、当然に求められるところである。そのためには、公有財産の現況を的確に把握することが前提となり、その手段として常に正確かつ適正な『公有財産台帳』を作成する必要がある。

本件は、現物の照合に際して職員の同行を得るとともに、必要に応じ、秋田キャンパスの施設管理業務を受託している業者の説明を聴取したにも関わらず、現物の特定ができなかったものである。今後は、現状を反映したより適切な公有財産台帳を整備することが求められる。

b. 物品関係

実施した手続の範囲内においては、以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

① 『備品原簿一覧表』からサンプルを抽出し現物と照合した結果、以下のものについて現物と照合ができなかった。

備品を構成する一般重要物品、重要物品以外の備品及び自動車類から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、以下のものについて現物と照合できなかった。いずれも職員の同行を得て照合を実施したものの現物の所在自体を特定できなかったものであり、今後は適切な把握に努める必要がある。

なお、特に研究用機器を現物と照合するに際しては、『備品原簿』からはその所在が判明せず、設置場所等の特定に困難性を伴う場合

が多々生じた。これは、実際の研究用機器を使用する研究者等のみが機器の存置している場所を把握しており、『備品原簿』を管理する事務局との間で情報が共有されていないためである。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-01-04-01-999	中央実験台	000023	34,650,000円
2	1-01-04-01-999	中央実験台	000024	41,895,000円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-999	TV・写真撮影装置付微分干渉顕微鏡	000212	2,493,750円
2	1-15-01-99-999	赤外線式ガス濃度測定装置	000625	2,100,000円

② 以下のものについて、正確なラベルの貼付が確認できなかった。

財務規則第 363 条において、備品を受け入れた場合には、表示が困難な場合を除き、当該備品に記号及び番号を表示することを定めているが、以下のものについて、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。これらの備品ついては、取扱説明書、備品の規格等と照合することにより現物と照合し得たものであるが、今後は正確なラベル等の貼付を徹底するとともに、ラベル等の貼付が困難なものに関しては、代替的な現物確認の手法を検討する必要がある。

※ ラベル等の貼付が困難とは思われないにも関わらず、貼付がなされていなかったもの。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-009	電子顕微鏡	000001	38,500,000円
2	1-11-02-02-999	低真空型走査型電子顕微鏡	000211	29,715,000円
3	1-15-02-03-999	自動X線解析装置	000002	29,085,000円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-15-01-99-999	遠心式濃縮機システム	000513	1,169,700円
2	1-15-01-99-999	凍結乾燥機	000534	2,249,100円
3	1-15-01-99-999	生体分子クロマトグラフィーシステム装置	000902	2,299,500円
4	1-15-01-99-999	蛍光実体顕微鏡	000916	2,925,300円
5	1-15-01-99-999	地理情報システム一式	000966	2,509,500円

※　ラベル等は添付されているが、『備品原簿一覧表』上の番号とは異なる番号が貼付されていたもの。

【一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-02-05-99-999	電動式異動棚	000119	20,632,500円
2	1-15-02-02-999	高周波プラズマ発光分光分析装置	000002	22,500,000円
3	1-15-02-03-999	液体クロマトグラフ質量分析装置	000001	38,000,000円

③　「供用者」の設定が不適切なもの。

物品を使用し、その物品の保管に責任を有する職員を「供用者」と定め、『物品供用簿』及び『備品原簿一覧表』上に記載することとしているが、研究用機器にも関わらず会計担当職員が「供用者」となっている例が多数見られる。これは、開学時に大量の物品を取得した際に、事務の煩雑を回避する目的で行われたものと推察されるが、「供用者」の制度趣旨を喪失させるものであり、実際の物品使用者を「供用者」として登録し直すべきである。

上述の事象は、全て、実際の備品とその管理台帳たる『備品原簿』との関係を希薄化し、備品原簿の管理台帳能力を弱めるものであり、改善を図る必要がある。

公有財産と同様、備品についても、その効率的使用は地方公共団体の責務であり、そのためには現状を正確に把握し、台帳上的確に記載することが求められる。その意味で、台帳等の整備は台帳の管理能力の向上を旨として実施すべきであり、形式的にラベル等の貼付を行うことで良しとするのではなく、併せて循環的なたな卸等を

実施することにより、管理台帳としての備品原簿の有用性を高めることに留意する必要がある。

c. 行政財産の使用許可関係
実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(ⅱ) 本荘キャンパス
a. 公有財産関係
実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。
b. 物品関係
備品を構成する一般重要物品、重要物品以外及び自動車類から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、全て現物と照合できたものの、以下のものについては、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-999	電子顕微鏡システム	000001	91,875,000円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-03-999	カラースキャナー	000010	2,940,000円
2	1-14-01-02-999	熱重量測定装置	000031	2,982,000円
3	1-14-01-12-999	紫外可視分光光度計	000005	2,782,500円

c. 行政財産の使用許可関係
実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(ⅲ) 短大
a. 公有財産関係
実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

b. 物品関係
備品を構成する一般重要物品、重要物品以外の備品及び自動車類